

1. 日本側参加研究者の体制

①採択年度（和暦）	平成31	年度	②採択期間 (通常A型は5年間、B型は3年間)	3	年間 (1年未満は 切上げ)	③事業の型 (AまたはBを記入)	B	型
④日本側拠点機関名（和文）	名古屋大学							
⑤コーディネーター部局名・ 職名・氏名（和文）	大学院法学研究科・教授・小畑郁							
⑥日本側協力機関名（和文）	(適宜、行を加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入すること。)							
該当なし								

⑦参加研究者数内訳 (重複カウントしないこと)	教授級 以上	助教・ 准教授等	ポスドク等 若手研究者	大学院生	手引2-4記載の 参加資格のない者	合計	第三国所属の研究者 (内数)
拠点機関	4	4	0	0	0	8	0
協力機関・協力研究者	1	1	0	0	0	2	0
合計	5	5	0	0	0	10	0

⑧手引2-4記載の参加資格のない者の内訳 (適宜、行を加除。該当ない場合は「該当なし」と記入すること。)		
所属・職	専門分野	研究交流での役割
該当なし		

⑨「第三国所属の研究者」内訳 (平成31年度以降の採択課題は5名迄。適宜、行を加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入すること。)			
所属機関所在国・ 所属・職	専門分野	日本側拠点機関へのメリット	日本側参加者として一体的な協力体制を 確保する方法
該当なし			

2. 経費

事業の型		B	型	
①当該年度の本事業による経費の支出				
経費内訳		金額 (単位:円)		備考
研究 交流 経費	国内旅費※1	651,243		
	外国旅費※1	1,917,029		
	謝金	1,749,900		
	備品・消耗品購入費	211,809		
	その他経費	53,040		
	不課税取引・非課税取引に係る消費税※2	338,128		
計		4,921,149		
業務委託手数料		492,114		研究交流経費の10% (1円未満切捨)。消費税額は内額とする。
合計		5,413,263		

※1「国内旅費」「外国旅費」の合計が、研究交流経費支出額の50%を超えていない場合、備考欄にエラーが出ます。

※2 受託機関における課税、非課税(免税)の区分に応じた対象額を算定のこと。受託機関で負担の場合はその旨、備考欄に記載すること。

②研究交流経費(総額)の30%に相当する額を超える各経費費目の増減があった場合の説明事由(該当ない場合は「該当なし」と記入すること。)				
新型コロナウイルス感染症拡大にともない、海外への渡航が制限され外国旅費が使用できなかったため、憲法裁判所の判決翻訳や成果公表のための出版準備にあてた。				

③ 日本側 参加 研究者 による 旅費	日本側参加研究者のうち、 所属機関が日本である者の旅費の総額(単位:千円)		1,745		
	日本側参加研究者のうち、 所属機関が日本以外である者の旅費の総額(単位:千円)		日本→日本以外の渡航	0	
			日本以外→日本の渡航	0	
			日本以外→日本以外の渡航	0	
(単位:千円) ④(B型のみ) 相手国側参加研究者の 旅費の総額	日本または相手国→日本の渡航	642	(単位:千円) 左記のうち、 参加研究者の 第三国所属の 相手国側 旅費の総額	日本または相手国→日本の渡航	0
	日本又は相手国→相手国の渡航	0		日本又は相手国→相手国の渡航	0
	日本または相手国→第三国の渡航	0		日本または相手国→第三国の渡航	0
	第三国→日本の渡航	178		第三国→日本の渡航	178
	第三国→相手国の渡航	0		第三国→相手国の渡航	0
	第三国→第三国の渡航	0		第三国→第三国の渡航	0

※旅費は、往復の金額で記載すること(例:第三国から日本に渡航の場合、第三国→日本→第三国の往復の渡航費を「第三国→日本の渡航」の欄に記載)。

経由国がある場合は、日本側拠点機関の規定等に基づき、旅費の分類・切り分けを行い、記入すること。

⑤(B型のみ) 中国・韓国・シンガポール・台湾側参加者の外国旅費がある場合(交流経費の5%以内。該当ない場合は「該当なし」と記入すること。)	
総額(単位:千円)	手引2-6記載の要件を満たす旨の事由説明
99	

⑥相手国マッチングファンド(=相手国側拠点機関が本研究課題に使用した研究交流経費)(単位:千円、千円未満切捨て)		
全相手国のマッチングファンド総額	相手国拠点機関数	相手国拠点機関のマッチングファンド平均
0		

3. 共同研究・セミナー

事業の型 B 型		現在の年度に○を付けること→					A型のみ	
①共同研究 (適宜、行を加除すること。)		1年目 実施年度に ○を付ける ↓	2年目 実施年度に ○を付ける ↓	3年目 実施年度に ○を付ける ↓	4年目 実施年度に○を 付ける↓	5年目 実施年度に○を 付ける↓		
共同研究 整理番号	共同研究課題名(和文)	日本側代表者氏名・所属・職名						
R 1	アジアの体制移行国における立憲主義の意味	鮎京正訓・名古屋大学・名誉教授		○				
R 2	日韓シンガポールにおける国家形成と立憲主義の受容	國分典子・法政大学法学部・教授		○				
R 3	アジアの体制移行国における憲法の変容	牧野絵美・名古屋大学大学院法学研究科・講師			○			
R 4	日韓シンガポールにおける現代憲法の諸課題	岡克彦・福岡女子大学国際文学部・教授			○			
R 5	グローバル化がアジア体制移行国の憲法にもたらす影響の解明	小畑郁・名古屋大学大学院法学研究科・教授				○		
R 6	アジア型立憲主義における法発展モデル構築	佐藤史人・名古屋大学大学院法学研究科・教授				○		
共同研究の実施状況 (当該年度実施の共同研究について、共同研究整理番号毎に、特筆すべき成果、相手国側拠点機関との主体的な取り組み及び今後の研究への波及効果、研究協力体制の構築状況等について記載すること。また、手引6-3変更事例No.2にある変更の場合は、変更事由も記載すること。)								
<p>立憲主義は、西洋起源の概念であるが、異なる歴史のもとでアジア各国に受容された。アジアにおいては植民地や強国の支配からの独立という西洋とは異なる歴史を抱えており、それらを克服するために社会主義体制・権威主義体制がしかれた。さらに、各国の憲法はそれぞれの法文化と融合し、アジア型立憲主義が生み出された。</p> <p>R1については、ベトナムは、現在も社会主義体制を維持し、ミャンマー及びウズベキスタンは、社会主義から脱却したが、いずれの国も普遍的な人権概念を取り入れ伝統的な社会主義憲法からは遠ざかりながらも、自然権的な考え方ではなく国家から与えられる権利として人権をとらえている。本研究では、各国憲法における西洋立憲主義の受容の度合い、社会主義の遺産に加え、各国独自の法文化がどのように入り組んでいるかを分析した。その分析のために、ウズベキスタン憲法裁判所の全判決の英訳を行うとともに、旧ソ連圏を中心とする諸国の立憲主義の特徴を比較するための出版準備をした。現地調査及びオンラインを用いた研究交流を通じて研究協力体制を構築し、ウズベキスタンについては国立人権研究所にも協力機関として加わってもらうことにした。ベトナムについては、新型コロナウイルス感染症の関係で、現地調査を実施することができなかった。</p> <p>R2については、シンガポール憲法は、議会制民主主義及び法の支配を移植しイギリス法の伝統を受け継ぎながらも、権威主義体制を維持し開発独裁による個人の自由の制限を容認し、共同体主義が入れ込んでいるのが特徴である。韓国憲法は、権威主義体制から民主化のモデルとして語られることが多いが、憲法改正が政治的道具として使われてきたり、司法の政治化と言われる問題も指摘されている。シンガポールとは、スカイプと現地での対面での協議を実施することができたが、韓国についても、新型コロナウイルス感染症の関係で、現地調査を実施することができなかった。</p>								

②セミナー (当該年度開催分について、記載。適宜、行を加除すること。)				
整理番号	セミナー名(和文)	セミナー名(英文)	開催地(国名・都市名・会場名)	開催期間(○年○月○日～○年○月○日(○日間))
S 1	日本学術振興会研究拠点事業 「アジアにおける違憲審査機関の創設と特徴-体制移行国の発展の比較分析」	JSPS Core-to-Core Program: Asia-Africa Science Platforms "Emergence and Features of the Constitutional Review Bodies in Asia - A Comparative Analysis of Transitional Countries' Development"	ミャンマー・ヤンゴン・ヤンゴン大学	2019年10月22日(1日間)
S 2	日本学術振興会研究拠点事業 「アジアにおける立憲主義の諸相-アジア的「文脈」とその論理-」	JSPS Core-to-Core Program: Asia-Africa Science Platforms "Multiple Aspects on Constitutionalism - Asian "Contexts" and its Logic"	日本・名古屋・名古屋大学	2020年1月25日～2020年1月26日(2日間)
セミナーの開催状況 (当該年度開催のセミナーについて、セミナー整理番号毎に、参加者数(総数、参加国名ごとの参加人数(本事業経費による負担の有無を問わない)、交流を通じて得られた研究成果の発表・評価・とりまとめの状況、相手国とのネットワーク形成、若手の育成等の効果等について記載すること。また、手引6-3「軽微な変更の事例」の変更事項No.2にある変更の場合は、変更事由も記載すること。)				
<p>S1は、ミャンマーにおける立憲主義を解明するために、現行の2008年憲法によりミャンマーで初めて設置された憲法裁判所に焦点をあて開催した。参加総数は約30名で、日本：5名、ミャンマー：約20名、シンガポール：2名、韓国：1名であった。シンガポール、韓国、ロシアおよびウズベキスタンの違憲審査制度との比較研究を行い、社会主義からの体制移行国における憲法裁判所の役割、強権国家における違憲審査の意義、民主主義と憲法裁判所の関係などについて議論をした。本事業の初めてのセミナーであり、これまで日本と相手国1ヶ国との2国間の交流しかできていなかったが、複数の相手国と交流しネットワークを強化することができた。2020年8月にCALE Discuss on Paperとして研究成果を公表した。ヤンゴン大学から大学院生の参加もあり、若手の育成にも貢献した。</p> <p>S2は、ウズベキスタン以外のすべての交流相手国から研究者招聘し、ベトナム：1名、ミャンマー：2名、シンガポール：1名、韓国：1名が参加し、参加総数は約100名であった。本セミナーは、西洋思想とは異なる付加的な内容を含むアジア型立憲主義について議論をした。アジア型立憲主義を検討する上で、アジア的価値と開発・権力の関わり、儒教思想の影響、法整備支援における西欧のドナー国とレシピエント国の関係の評価などが重要であるという論点が出されたが、アジア型立憲主義の類型化まで至らなかったことは今後の課題である。本セミナーの成果は、2021年3月にCALEの紀要であるAsian Law Bulletinに掲載した。セミナーには、多くの大学院生の参加もあり、若手の育成の観点からも有意義であった。</p> <p>ウズベキスタンから、S2開催時には予定の調整ができなかったため、別途3月にセミナー「ウズベキスタン及び日本における立憲主義の課題」を企画したが、新型コロナウイルス感染症拡大にもない延期となり、2020年度のS1のセミナーとして開催した「新しい民主主義国家における立憲主義の強化：ユーラシアからの展望」と合同で実施した。</p>				
③当該年度に第三国でのセミナー開催があった場合の、本事業の位置づけ、第三国で開催する経済的かつ合理的な理由、そして相手国側拠点との開催経費の分担状況 (セミナー整理番号毎に記入すること。該当ない場合は「該当なし」と記入すること。手引2-7(7)参照のこと。)				
該当なし				
④当該年度に開催のセミナーで、参加研究者以外の者に本事業経費を使って基調講演を依頼した場合の、日本側拠点機関にとってのメリット (セミナー整理番号毎に記入すること。該当ない場合は「該当なし」と記入すること。手引4-4(1)①参照のこと。)				
該当なし				

4 研究交流状況

事業の型 B 型							
①日本→海外の渡航数（本事業経費による渡航）（適宜、行を加除すること。）							
国名（派遣先） 第三国は、国名の後に（第三国）と記載すること。	教授級以上	助教・ 准教授等	ポスドク等 若手研究者	大学院生	手引2-4記載の 参加資格のない者・ その他	合計	うち、31日以上 の渡航数（該当の場合のみ） 役職ごとの内訳も（ ）書きで併記のこと。 記入例 4（教授級以上1、大学院生3）
1 ミャンマー	3	1	0	0	0	4	
2 ウズベキスタン	0	1	0	0	0	1	
3 シンガポール	0	1	0	0	0	1	
計	3	3	0	0	0	6	
第三国への渡航がある場合は、各渡航について、手引4-4（1）①記載の要件を（B型の相手国の第三国の参加研究者の場合は手引2-6記載の要件も）満たす旨の事由説明 （適宜、行を加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入すること。）							
該当なし							

②海外→日本の渡航数（本事業経費による渡航）（適宜、行を加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入すること。）							
国名（派遣元） 第三国は、国名の後に（第三国）と記載すること。	教授級以上	助教・ 准教授等	ポスドク等 若手研究者	大学院生	手引2-4記載の 参加資格のない者・ その他	合計	うち、31日以上 の渡航数（該当の場合のみ） 役職ごとの内訳も（ ）書きで併記のこと。 記入例 4（教授級以上1、大学院生3）
1 ベトナム	1	0	0	0	0	1	
2 ミャンマー	1	1	0	0	0	2	
3 韓国	0	1	0	0	0	1	
4 オーストラリア（第三国）	0	2	0	0	0	2	
計	2	4	0	0	0	6	
第三国からの渡航がある場合は、各渡航について、手引4-4（1）①記載の要件を（B型の相手国の第三国の参加研究者の場合は手引2-6記載の要件も）満たす旨の事由説明 （適宜、行を加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入すること。）							
4.については、ミャンマー側およびウズベキスタン側の第三国参加研究者との研究交流。							

③日本以外→日本以外の渡航数（本事業経費による渡航）（適宜、行を加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入すること。）									
国名（派遣元）	国名（派遣先）	教授級以上	助教・ 准教授等	ポスドク等 若手研究者	大学院生	手引2-4記載の 参加資格のない 者・その他	合計	うち、31日以上 の渡航数（該当の場合のみ） 役職ごとの内訳も（ ）書きで併記のこと。 記入例：4（教授級以上1、大学院生3）	
1 ベトナム	シンガポール	0	1	0	0	0	1		
計		0	1	0	0	0	1		
各渡航について、手引4-4（1）①記載の要件を（B型の相手国の第三国の参加研究者の場合は手引2-6記載の要件も）満たす旨の事由説明（適宜、行を加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入すること。）									
日本側拠点機関のベトナム代表事務所勤務の参加研究者が相手国で研究会参加及びシンガポール拠点研究者との打ち合わせをおこなった。									

④海外→日本の渡航数（相手国側経費による渡航）（適宜、行を加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入すること。）							
国名（派遣元）	教授級以上	助教・ 准教授等	ポスドク等 若手研究者	大学院生	手引2-4記載の参加資格のない者・ その他	合計	
1 該当なし						0	
計	0	0	0	0	0	0	

⑤日本→海外の渡航数（相手国経費による渡航）（適宜、行を加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入すること。）						
国名（派遣先）	教授級以上	助教・ 准教授等	ポスドク等 若手研究者	大学院生	手引2-4記載の参加資格のない者・ その他	合計
1 該当なし						0
計	0	0	0	0	0	0

5. 交流相手国

事業の型 B 型	
①相手国名(和文)	ベトナム
②拠点機関名(和文および英文)	
和文: ハノイ法科大学 英文: Hanoi Law University	
③コーディネーター所属 属部局・職名・氏名 (英文)	Constitution and Administrative Law Department, Head, TO Van Hoa
④協力機関名(和文および英文) (行を適宜加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入すること。)	
該当なし	

⑤参加研究者数内訳(重複カウントしないこと)	教授級以上	助教・准教授等	ポスドク等若手研究者	大学院生	その他	合計	第三国所属の研究者(内数)
拠点機関	1	1	0	0	0	2	
協力機関・協力研究者	2	1	0	0	0	3	1
合計	3	2	0	0	0	5	

⑥「その他」内訳(該当ない場合は「該当なし」と記入すること。適宜、行を加除すること。)	
所属・職名(専門分野)	研究交流での役割(B型で、本事業費で旅費支給の場合のみ記入すること。)
該当なし	

⑦「第三国所属の研究者」内訳(B型で、本事業費で旅費支給の場合のみ。平成31年度以降の採択課題は5名迄。適宜行を加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入のこと。)			
所属機関所在国・所属・職	専門分野	日本側拠点機関へのメリット	研究交流に不可欠な理由
該当なし			

⑧相手国側の経費負担 負担した: ○(ただし、最も金額の多い項目は◎と記入のこと) 負担なし: × 当該年度実施なし: -	⑨相手国のマッチングファンド(=相手国側拠点機関が実際に本研究課題に使用した研究交流経費)(適宜、行を加除し、B型で該当ない場合は該当なしと記入すること。)					※参考: 日本側研究交流経費	¥4,921,149
	支援機関等名	ファンド・プログラム名	日本円換算額 (単位 千円)	換算レート日 (例:2020/9/12)	相手国 通貨名	換算レート(外貨1単位に 相当する円貨額)	
A型のみ:パターン種別 パターン1か2を記入すること							
(1)日本側研究者の相手国内滞在費	×	該当なし					
(2)相手国側研究者の国際航空運賃	×	該当なし					
(3)相手国側研究者の日本国内滞在費	×	該当なし					
(4)相手国側研究者の相手国内旅費	×	該当なし					
(5)相手国側研究者の研究経費	×	該当なし					
(6)相手国開催のセミナー開催経費	×	該当なし					
(7)第三国開催のセミナー開催経費(日本側拠点機関と分担の場合は△と記入のこと)			合計	0			

※日本側で独自に用意した資金(学長裁量経費や本事業以外の資金)を相手国側のマッチングファンドとして扱うことはできません。また、振興会と相手国の学術助成機関等との二国間交流事業等における相手国側資金を相手国のマッチングファンドとすることもできません(EPSSRC-JSPS Core-to-Core Collaborat on Advanced Mater alsのように本事業のために相手国の学術助成機関が用意した相手国側資金は相手国側のマッチングファンドとして扱います)。

5. 交流相手国

事業の型 B 型	
①相手国名(和文)	ミャンマー
②拠点機関名(和文および英文)	
和文: ヤンゴン大学 英文: University of Yangon	
③コーディネーター所属 属部署・職名・氏名 (英文)	Department of Law, Professor, Khin Khin Oo
④協力機関名(和文および英文) (行を適宜加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入すること。)	
該当なし	

⑤参加研究者数内訳(重複カウントしないこと)	教授級以上	助教・准教授等	ポスドク等若手研究者	大学院生	その他	合計	第三国所属の研究者(内数)
拠点機関	2	2	0	0	0	4	
協力機関・協力研究者	1	1	0	0	2	4	2
合計	3	3	0	0	2	8	

⑥「その他」内訳(該当ない場合は「該当なし」と記入すること。適宜、行を加除すること。)	
所属・職名(専門分野)	研究交流での役割(B型で、本事業費で旅費支給の場合のみ記入すること。)
該当なし	

⑦「第三国所属の研究者」内訳(B型で、本事業費で旅費支給の場合のみ。平成31年度以降の採択課題は5名迄。適宜行を加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入のこと。)			
所属機関所在国・所属・職	専門分野	日本側拠点機関へのメリット	研究交流に不可欠な理由
オーストラリア・ニューサウスウェールズ大学・講師	憲法	本研究は体制批判が難しい国を研究対象としており、ミャンマーの状況を客観的に分析する第三国の研究者を加えることで、ミャンマー国内で議論されている論点とは別の視点から本課題を検討することができる。	ミャンマー国内では、まだ憲法学の研究があまり発展しておらず、すでにミャンマーの立憲主義に関して多数の優れた論文がある当該研究者を加えることが不可欠である。

⑧相手国側の経費負担 負担した: ○(ただし、最も金額の多い項目は◎と記入のこと) 負担なし: × 当該年度実施なし: -	⑨相手国のマッチングファンド(=相手国側拠点機関が実際に本研究課題に使用した研究交流経費)(適宜、行を加除し、B型で該当ない場合は該当なしと記入すること。)						※参考: 日本側研究交流経費		¥4,921,149
	支援機関等名	ファンド・プログラム名	日本円換算額 (単位 千円)	換算レート日 (例:2020/9/12)	相手国通貨名	換算レート(外貨1単位に相当する円貨額)			
A型のみ:パターン種別 パターン1か2を記入すること									
(1)日本側研究者の相手国内滞在費	×	該当なし							
(2)相手国側研究者の国際航空運賃	×	該当なし							
(3)相手国側研究者の日本国内滞在費	×	該当なし							
(4)相手国側研究者の相手国内旅費	×	該当なし							
(5)相手国側研究者の研究経費	×	該当なし							
(6)相手国開催のセミナー開催経費	×	該当なし							
(7)第三国開催のセミナー開催経費(日本側拠点機関と分担の場合は△と記入のこと)			合計	0					

※日本側で独自に用意した資金(学長裁量経費や本事業以外の資金)を相手国側のマッチングファンドとして扱うことはできません。また、振興会と相手国の学術助成機関等との二国間交流事業等における相手国側資金を相手国のマッチングファンドとすることもできません(EPSRC-JSPS Core-to-Core Collaborat on Advanced Mater alsのように本事業のために相手国の学術助成機関が用意した相手国側資金は相手国側のマッチングファンドとして扱います)。

5. 交流相手国

事業の型 B 型	
①相手国名 (和文)	ウズベキスタン
②拠点機関名 (和文および英文)	
和文：世界経済外交大学 英文：University of World Economy and Diplomacy	
③コーディネーター所属 所属局・職名・氏名 (英文)	Centre for Public Law Studies, Deputy Director, Igor Tsay
④協力機関名 (和文および英文) (行を適宜加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入すること。)	
該当なし	

⑤参加研究者数内訳(重複カウントしないこと)	教授級以上	助教・准教授等	ポスドク等若手研究者	大学院生	その他	合計	第三国所属の研究者 (内数)
拠点機関	2	1	0	0	0	3	
協力機関・協力研究者	4	2	0	0	1	7	2
合計	6	3	0	0	1	10	

⑥「その他」内訳 (該当ない場合は「該当なし」と記入すること。適宜、行を加除すること。)	
所属・職名 (専門分野)	研究交流での役割 (B型で、本事業費で旅費支給の場合のみ記入すること。)
該当なし	

⑦「第三国所属の研究者」内訳 (B型で、本事業費で旅費支給の場合のみ。平成31年度以降の採択課題は5名迄。適宜行を加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入のこと。)			
所属機関所在国・所属・職	専門分野	日本側拠点機関へのメリット	研究交流に不可欠な理由
オーストラリア・メルボルン大学・講師	ソ連法	本研究は体制批判が難しい国を研究対象としており、ウズベキスタンの状況を客観的に分析する第三国の研究者を加えることで、ウズベキスタン国内で議論されている論点とは別の視点から本課題を検討することができる。	ウズベキスタン国内では、まだ憲法学の研究があまり発展しておらず、すでにウズベキスタンの立憲主義に関して多数の優れた論文がある当該研究者を加えることが不可欠である。

⑧相手国側の経費負担 負担した：○ (ただし、最も金額の多い項目は◎と記入のこと) 負担なし：× 当該年度実施なし：－	⑨相手国のマッチングファンド(=相手国側拠点機関が実際に本研究課題に使用した研究交流経費) (適宜、行を加除し、B型で該当ない場合は該当なしと記入すること。)						※参考： 日本側研究交流経費		¥4,921,149
	支援機関等名	ファンド・プログラム名	日本円換算額 (単位 千円)	換算レート日 (例:2020/9/12)	相手国通貨名	換算レート (外貨1単位に相当する円貨額)			
A型のみ:パターン種別 パターン1か2を記入すること									
(1)日本側研究者の相手国内滞在費	×	該当なし							
(2)相手国側研究者の国際航空運賃	×	該当なし							
(3)相手国側研究者の日本国内滞在費	×	該当なし							
(4)相手国側研究者の相手国内旅費	×	該当なし							
(5)相手国側研究者の研究経費	×	該当なし							
(6)相手国開催のセミナー開催経費	×	該当なし							
(7)第三国開催のセミナー開催経費 (日本側拠点機関と分担の場合は△と記入のこと)			合計	0					

※日本側で独自に用意した資金(学長裁量経費や本事業以外の資金)を相手国側のマッチングファンドとして扱うことはできません。また、振興会と相手国の学術助成機関等との二国間交流事業等における相手国側資金を相手国のマッチングファンドとすることもできません(EPSRC-JSPS Core-to-Core Collaborat on Advanced Mater alsのように本事業のために相手国の学術助成機関が用意した相手国側資金は相手国側のマッチングファンドとして扱います)。

5. 交流相手国

事業の型 B 型	
①相手国名 (和文)	シンガポール
②拠点機関名 (和文および英文)	
和文：シンガポール国立大学 英文：National University of Singapore	
③コーディネーター所属 所属局・職名・氏名 (英文)	Faculty of Law, Associate Professor, NEO Ling Chien, Jaclyn
④協力機関名 (和文および英文) (行を適宜加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入すること。)	
該当なし	

⑤参加研究者数内訳(重複カウントしないこと)	教授級以上	助教・准教授等	ポスドク等若手研究者	大学院生	その他	合計	第三国所属の研究者 (内数)
拠点機関	2	3	0	0	0	5	
協力機関・協力研究者	0	0	0	0	0	0	
合計	2	3	0	0	0	5	
⑥「その他」内訳 (該当ない場合は「該当なし」と記入すること。適宜、行を加除すること。)							
所属・職名 (専門分野)		研究交流での役割 (B型で、本事業費で旅費支給の場合のみ記入すること。)					
該当なし							
⑦「第三国所属の研究者」内訳 (B型で、本事業費で旅費支給の場合のみ。平成31年度以降の採択課題は5名迄。適宜行を加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入のこと。)							
所属機関所在国・所属・職		専門分野	日本側拠点機関へのメリット			研究交流に不可欠な理由	
該当なし							

⑧相手国側の経費負担 負担した：○ (ただし、最も金額の多い項目は◎と記入のこと) 負担なし：× 当該年度実施なし：－	⑨相手国のマッチングファンド(=相手国側拠点機関が実際に本研究課題に使用した研究交流経費) (適宜、行を加除し、B型で該当ない場合は該当なしと記入すること。)						※参考： 日本側研究交流経費	
	支援機関等名	ファンド・プログラム名	日本円換算額 (単位 千円)	換算レート日 (例:2020/9/12)	相手国 通貨名	換算レート (外貨1単位に 相当する円貨額)	¥4,921,149	
A型のみ:パターン種別 パターン1か2を記入すること								
(1)日本側研究者の相手国内滞在費	×	該当なし						
(2)相手国側研究者の国際航空運賃	×	該当なし						
(3)相手国側研究者の日本国内滞在費	×	該当なし						
(4)相手国側研究者の相手国内旅費	×	該当なし						
(5)相手国側研究者の研究経費	×	該当なし						
(6)相手国開催のセミナー開催経費	×	該当なし						
(7)第三国開催のセミナー開催経費 (日本側拠点機関と分担の場合は△と記入のこと)			合計	0				

※日本側で独自に用意した資金(学長裁量経費や本事業以外の資金)を相手国側のマッチングファンドとして扱うことはできません。また、振興会と相手国の学術助成機関等との二国間交流事業等における相手国側資金を相手国のマッチングファンドとすることもできません(EPSRC-JSPS Core-to-Core Collaborat on Advanced Mater alsのように本事業のために相手国の学術助成機関が用意した相手国側資金は相手国側のマッチングファンドとして扱います)。

5. 交流相手国

事業の型 B 型	
①相手国名(和文)	大韓民国
②拠点機関名(和文および英文)	
和文:ソウル国立大学 英文:Seoul National University	
③コーディネーター所属 所属局・職名・氏名 (英文)	Asia-Pacific Law Institute, Associate Professor, JIANG Guangwen
④協力機関名(和文および英文) (行を適宜加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入すること。)	
該当なし	

⑤参加研究者数内訳(重複カウントしないこと)	教授級以上	助教・准教授等	ポスドク等若手研究者	大学院生	その他	合計	第三国所属の研究者(内数)
拠点機関	3	0	0	0	0	3	
協力機関・協力研究者	1	0	0	0	0	1	
合計	4	0	0	0	0	4	

⑥「その他」内訳(該当ない場合は「該当なし」と記入すること。適宜、行を加除すること。)	
所属・職名(専門分野)	研究交流での役割(B型で、本事業費で旅費支給の場合のみ記入すること。)
該当なし	

⑦「第三国所属の研究者」内訳(B型で、本事業費で旅費支給の場合のみ。平成31年度以降の採択課題は5名迄。適宜行を加除し、該当ない場合は「該当なし」と記入のこと。)			
所属機関所在国・所属・職	専門分野	日本側拠点機関へのメリット	研究交流に不可欠な理由
該当なし			

⑧相手国側の経費負担 負担した:○(ただし、最も金額の多い項目は◎と記入のこと) 負担なし:× 当該年度実施なし:ー	⑨相手国のマッチングファンド(=相手国側拠点機関が実際に本研究課題に使用した研究交流経費)(適宜、行を加除し、B型で該当ない場合は該当なしと記入すること。)					※参考: 日本側研究交流経費	¥4,921,149
	支援機関等名	ファンド・プログラム名	日本円換算額 (単位:千円)	換算レート日 (例:2020/9/12)	相手国 通貨名	換算レート(外貨1単位に 相当する円貨額)	
A型のみ:パターン種別 パターン1か2を記入すること							
(1)日本側研究者の相手国内滞在費	×	該当なし					
(2)相手国側研究者の国際航空運賃	×	該当なし					
(3)相手国側研究者の日本国内滞在費	×	該当なし					
(4)相手国側研究者の相手国内旅費	×	該当なし					
(5)相手国側研究者の研究経費	×	該当なし					
(6)相手国開催のセミナー開催経費	×	該当なし					
(7)第三国開催のセミナー開催経費(日本側拠点機関と分担の場合は△と記入のこと)			合計	0			

※日本側で独自に用意した資金(学長裁量経費や本事業以外の資金)を相手国側のマッチングファンドとして扱うことはできません。また、振興会と相手国の学術助成機関等との二国間交流事業等における相手国側資金を相手国のマッチングファンドとすることもできません(EPSRC-JSPS Core-to-Core Collaborat on Advanced Mater alsのように本事業のために相手国の学術助成機関が用意した相手国側資金は相手国側のマッチングファンドとして扱います)。